

くすの樹



2013年 1月

〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 くすの樹ビル TEL: (0985) 24-8820 FAX: (0985) 22-2937 URL: <http://miyazakichuo-lo.a.la9.jp/>



撮影 押方 梢

新春おめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。

昨年は、3.11東日本大震災後の復興、福島原発破壊後の全国的な反原発運動、TPP(環太平洋経済連携協定)反対運動、消費税増税問題等、国民生活の根幹にかかわる大激動の年でした。

このような中、昨年12月16日に衆議院の総選挙が行われ、自民党が480議席中294議席を占める結果となり、公明党との連立による安倍政権が発足しました。

これは長期自民党政権の行き詰まりの中で3年前に政権に就いた民主党が、掲げた公約をことごとく破った結果でした。しかし、自民党は比例区では27%の得票率しかなく、小選挙区では得票率43%で79%の議席を得る等国民多数の意思とかけ離れており、選挙制度の欠陥も明らかとなりました。

自民党は国民多数が反対する原発、TPP、消費税を推進する姿勢であり、憲法9条を変え、国防軍を創設する方向を打ち出しており、これらに対する国民のかつてない大きな運動が必要です。

当事務所は、昨年12月より弁護士5人体制になりました。皆さんと共に、生活と権利、平和憲法を守り活かしていくために、所員一同一層努力して参ります。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

宮崎中央法律事務所

弁護士 成見 幸子
弁護士 成見 正毅
弁護士 谷口 純一
弁護士 成見 暁子
弁護士 江原 健太
事務職員一同



事件紹介

「原発なくそう！九州川内訴訟」始まりました！

弁護士 成見 暁子

九州電力の鹿児島・川内原発の操業差止を求め、2012(平成24)年5月30日、1114名の第一次原告が、鹿児島地方裁判所に提訴し、同年10月3日には566名の第二次原告が提訴し、鹿児島、熊本、宮崎の3県を中心に原告数は合計1680名となりました。同年10月16日の第一回弁論期日は、原告4名と弁護団長の意見陳述、パワーポイントを使った訴状陳述で計1時間30分の充実した内容を行い、200名を超える原告の皆さんが傍聴に駆けつけました。九州電力は、原告らの訴状の内容に対して、大事な点で「知らない」「争う」を繰り返して述べるばかりでまともに回答せず、川内原発の安全性を強調しています。大飯原発、敦賀原発、東通原発等でも次々に活断層が確認され、国や電力会社のずさんな安全管理体制が明るみになっていますが、何の反省も見られません。脱原発を願う国民の声を無視して、安倍政権は、脱原発をやめ原発再稼働・増設方針です。

日本は世界的な地震大国です。危険で莫大なコストがかかり、処理できない核廃棄物を後世に残し続ける原発は、許されません。ぜひ原告にご参加下さい。



3月、
第3次提訴予定



集団予防接種によるB型肝炎患者に給付金支給の法律成立

B型肝炎患者の被害回復と安心の
治療体制をめざして

弁護士 成見 幸子

B型肝炎とは、B型肝炎ウイルスの感染によって起こる肝臓の病気です。乳幼児がウイルスに感染した場合、免疫力が極めて弱いため、ウイルスが肝臓に溜まったまま感染状態が持続し、成人して慢性肝炎を発症、更に肝硬変、肝臓へと進行することがあります。働き盛りの時に闘病を余儀なくされて退職したり、突然肝臓と言われ余命宣告を受けたりする悲劇が起こっています。

B型肝炎は、主に血液を介して感染します。戦後、国は保健所や学校などで、集団予防接種を実施してきましたが、その際消毒せずに注射器を数人に使い回しすることを許していました。戦前から、注射器の連続使用は禁忌とされていたのに、国は、「1人ごとに注射器(針・筒)を取り替える」という僅かな手間と費用を惜しみ、昭和63年頃まで連続使用を放置して、我が国にB型肝炎を蔓延させてしまったのです。

2006(平成18)年6月16日、最高裁判所は「予防接種における国の過失」を認め、国に賠償を命じました。その後、国の明確な責任に基づく賠償と患者が安心して治療を受けられる体制の確立を求めて、全国B型肝炎訴訟が10カ所の地裁に提起され、患者や支援者らの粘り強い運動の結果、2011(平成23)年6月28日、基本合意書が結ばれました。法律もでき、集団予防接種によってB型肝炎ウイルスに持続感染した方について、症状のステージに応じ、国から給付金の支払いが受けられることになりました。給付金を受けるためには、提訴が必要です。

九州では、九州弁護団が結成され、宮崎在住の方も続々提訴しています。当事務所からも3名の弁護士が原告を担当しています。

先日宮崎弁護団が電話110番を実施しましたが、まだまだB型肝炎のこと、救済を受けられることを知らない方が大勢いらっしゃいます。B型肝炎を周囲に隠してこられた方もあると思いますが、どうか宮崎弁護団に遠慮なくご相談下さい。秘密は守られます。

弁護士激増問題

弁護士 成見 正毅

いま、弁護士激増問題が深刻です。先月19日に司法修習を終えた修習生のおよそ4人に1人にあたる540人が、弁護士としての業務に必要な弁護士会への登録を行わず、過去最多となりました。弁護士激増による‘就職難’が背景にあり、需要に見合わない司法試験合格者の増やし過ぎた結果です。

2002(平成14)年に「司法改革」の一環として、司法試験合格者を当時の年1000人から3000人とする政府の方針が示され、これに従って合格者が増やされ、現在毎年約2000人の合格者が生まれています。この間裁判官、検察官の人数はそれほど増加しておらず、ほぼ弁護士だけが急増している状況です。当時約1万9000人だった弁護士人口が、2012(平成24)年には、約3万2000人に達しています。

ところが、当時言われていた程の法的需要はなく、日本の人口が減少に転じ、司法書士や行政書士といった隣接業種も増える中、司法試験合格者数について年2000人でも過剰であることとその弊害が明らかになってきました。

司法修習期間が短縮され、修習中の給与がゼロにされ、多額の奨学金を負って弁護士になっても仕事も収入も少なく、そもそも就職もなく、弁護士としての研鑽を積む機会も乏しい・・・重い経済負担に見合わない、法曹志望者も激減中です。

市民の皆さんの権利がしっかり守られ、‘法の支配’が行き渡るためにも、法曹人口は適正な数に修正する必要がある、待ったなしです。

特別寄稿

働く人のいのちと健康を守る宮崎県連絡会(仮称)

事務局 吉田博明さん(宮崎県民主医療機関連合会)



日頃より宮崎中央法律事務所の先生方には、大変お世話になっております。

この度、「働く人のいのちと健康を守る宮崎県連絡会(仮称)」を結成致しましたので、ご報告させていただきます。



第22回九州セミナーin宮崎

当連絡会の結成の契機となったのは、「第22回人間らしく働くための九州セミナーin 宮崎(以下『九州セミナーin 宮崎』)の取り組みでした。九州セミナーとは、毎年、九州各県持ち回りで開催され、働く人のいのちと健康を守るために学習と研究を進めていくことを目的に開催しています。九州セミナーin 宮崎は2011年11月5日(土)～6日(日)の2日間、宮崎市民プラザで開催しました。2日間で600名の参加があり、大成功をおさめることができました。準備に関しては、15の呼びかけ人団体を中心として本番までに、①子どもの貧困問題、②若者の雇用問題、③メンタルヘルスの問題と3回の学習企画を開催し、多くの参加者を得て学びあいました。また宮崎民医連では、ハローワーク内で3回の健康相談会を開いたことも失業者の問題を探る上で大変貴重な経験となりました。そして、当日の企画ですが、メインテーマは“子どもの貧困問題”として、記念講演「子どもの貧困からみ

える大人の働き方」と題してのパネルディスカッション、各分野の分科会を開催しました。パネルディスカッションでは、成見暁子先生にコーディネーターを務めて頂きましたが、シナリオから本番の進行まで完璧に準備して頂き、大変好評でした。またパネラーの一人として、弁護士の立場から谷口先生にも参加して頂き大変感謝しております。子どもの貧困問題が私たちの労働と関連性が深いことを再認識させられました。

九州セミナーin 宮崎での教訓は、県内の労働組合や諸団体の皆さん、弁護士および医師・医療関係の皆さん、子どもの成長を願う保育園、行政関係・専門職の皆さん方と懇談と学習の機会を重ねたことです。そこでは職場ですすむメンタル不全、県内で起きているアスベスト被害、各職場での非正規労働者の広がり、親の働き方と子どもの貧困との関連など、自らの職場の事例やお互いの問題意識を出し合って共有してきました。

この到達点に立って、2012年12月12日に「働く人のいのちと健康を守る宮崎県連絡会(仮称)」を結成しました。今後は、九州セミナーin 宮崎で出会った志を同じくする宮崎県の仲間と連帯して、恒常的に学習・研究を行い、働く人のいのちと健康を守る運動の一翼を担えればと期待しております。

つきましては、幅広く団体・個人の加入を募っておりますので、よろしく願います。

結成総会懇親会にて



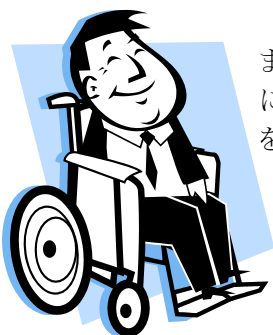
事務所に新しく設置です！

障がい者用エレベーター

事務所に障がい者用のエレベーターを新設し、1月下旬からご利用いただけることになりました。

これまで障がい者の方については、1階スペースでご相談をお聞きしていましたが、今後はエレベーターを利用して2階に上がっていただけます。

普段は防犯上扉に鍵をかけていますので、ご利用を希望される場合には、玄関のインターフォンでお声をおかけ下さい。



ソーラーパネル

事務所の屋上に、ソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行うことになりました。設置は3月頃を予定しています。これにより、年間平均して事務所で必要な電力量の過半を発電できることになる予定です。

宮崎は、全国的にも快晴日が多く、日照時間が長く、太陽光発電に適していると言われていました。自治体の補助金制度なども後押しして、県内各地にソーラーシステムが増えているそうです。

当事務所は、事務所をあげて九州電力の鹿児島・川内原発の再稼働に反対し、廃炉を目指しています。危険で高コスト、反倫理的な原子力発電に依存しない電力政策の後押しを、身近なところから少しずつ実行していこうと思っています。



Q&A

相続

先日夫が亡くなりました。私の家族には娘が2人と息子が1人いるのですが、夫の遺産はどうなるのでしょうか。

回答 弁護士 江原 健太



Q 遺産はどう分けられますか？

まず夫が「遺言」を残しているかどうかを確認しましょう。遺言がある場合には、原則その遺言に書かれている通りに夫の遺産を相続人に移転させることになります。家庭裁判所で遺言の「検認」手続きを受けましょう。遺言によって「遺留分」が侵害される相続人には回復させる手続きがあります。

次に遺言がない場合には、相続人で話し合って遺産をどのように分割するかを決めることになります。この話し合いで、相続人全員の合意が得られれば、その合意の内容通りに遺産が分割されます。例えば、相談者が以前から夫の持ち家に住んでおり、子どもはみんな他県で暮らしているような場合に、全員の合意で相談者が家を取得し、家以外の財産を子どもで分け合うというようなことが可能です。ただし、この話し合いで意見の対立が起こり、合意できない場合には、家庭裁判所の遺産分割調停手続を利用することになります。

Q 調停とはどういう手続きですか？

調停手続でも基本的には相続人同士が話し合うこととなりますが、調停手続では、調停委員という第三者が話し

合いをサポートします。この調停委員に要望を伝え、話し合いを進めます。

この話し合いがまとまれば、調停成立となり、合意通りに遺産が分割されることになります。他方で意見の対立が解消せず、合意できなかった場合には、調停は終了し審判手続に移行します。

審判手続は、裁判官が各相続人の意向を踏まえた上で、各相続人の法定相続分を基本として、最も適切と考える内容の分割内容を言い渡すこととなります。なおご相談のケースでは、法定相続分は、妻である相談者が2分の1、子どもたちは娘か息子にかかわらず、2分の1を3等分し、それぞれ6分の1ずつとなります。また各相続人が生前に贈与された内容(特別受益)や、夫の財産維持のために尽くしたこと(寄与分)なども考慮されることとなります。

Q 多額の借金がある場合は？

相続は、プラスの財産だけでなく借金も引き継ぎます。そのため夫が亡くなって何の手続もせずに放置すると、夫の借金を支払う必要が出てきます。プラスの財産よりも借金の方が多いような場合には、「相続放棄」をすることにより、夫の借金を支払わなくてよくなります。相続放棄すると、夫の遺産である持ち家や預貯金なども相続できません。借金がどのくらいあるか分からないという

場合には、プラスの財産の範囲で借金を支払うことができる「限定承認」の手続を、相続人全員で行うこともできます。相続放棄も、限定承認も、原則として亡くなった日から3カ月以内に手続を行う必要があるのです。気をつけましょう。

なお、夫が契約していた生命保険金について、受取人に指定されている相続人は、相続放棄しても受け取ることができます。

Q 自分で手続できるか不安です

遺産分割は、相続人同士で感情的な対立が生じやすいものです。また遺産である預貯金を一部の相続人だけが管理して、どのくらい遺産があるかよく分からないという場合もあります。

相続に関する手続に不安があれば、ぜひ当事務所にご相談下さい。手続に関するアドバイスはもちろん、相続人や遺産の調査、遺産分割交渉、調停・審判等手続での代理人を務め、あなたの意向をできるだけ手続に反映できるようにお手伝いします。

法律相談のご案内

事前にお電話でご予約下さい。紹介者は不要です。紹介者がある場合には予約の際におっしゃって下さい。法律相談料は原則として30分5, 250円(税込)ですが、ご準備が難しい方は、法テラスも利用できます。その他不明な点は遠慮なくお電話にてお尋ね下さい。

<業務時間> **ご予約☎(0985)24-8820**

●平日9:00~17:00

●第1, 3, 5土曜日9:00~13:00



宮崎駅・南宮崎駅から車で5分、バス停「裁判所前」「県庁前」から徒歩1分・「橋通1丁目」から徒歩3分。
県庁前楠並木通りに面した、宮崎小学校正門入口へ入る角のビル。1階に駐車場有り。